

記載注意（法第5条届出関係）

- （1） 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を自署する場合には、押印を省略することができる。
- （2） 関係者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容をそれぞれ記載し、法人代表者登録印を押印すること。
- （3） 譲渡人が2人以上である場合等には、（別記注）によるものとする。
- （4） 「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水または排水施設等について具体的に記入する。

添付書類

- 届出に係る土地の登記簿謄本（原本・発行から3か月以内のもの）
- 位置図（縮尺 1/50,000 ないし 1/10,000 程度 ゼンリン地図）
- 字図（原本・発行から3か月以内のもの）（隣接地の地目を記入のこと。農地の場合面積記入）
- 届出人が法人の場合は法人登記簿謄本（発行から3か月以内のもの）
- 分筆後半年以内の場合 農地基本台帳申告書
- 委任状
- 届出に係る土地の登記簿謄本に記載されている所有者の住所、氏名が現在のものと違う場合は、つながりが確認できる書類
- （届出に係る農地又は採草放牧地が賃貸借の目的となっている場合）
その賃貸借につき農地法第18条第1項の規定による解約等の許可があったことを証する書面
- （届出地の転用行為について都市計画法第29条の許可が必要な場合）
その行為につき都市計画法第29条の許可を受けたことを証する書面

提出部数

1. 届出書 1部
2. 添付書類 1部

※この書類は届出書ではないので、農業委員会に提出する必要はありません。